



〈調査資料〉農用地利用の高度化と飼料の自給度向上 ： 兵庫県但東町の生産組織の事例分析

高山, 敏弘

(Citation)

神戸大学農業経済, 11:87-112

(Issue Date)

1975-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00178118>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00178118>



〔調査資料〕

農用地利用の高度化と飼料の自給度向上

—— 兵庫県但東町の生産組織の事例分析 ——

高 山 敏 弘

1. 課 題
2. 地域の実状と酪農の展開
3. 飼料作物生産組合の成立と農地の受委託
4. 飼料作物生産組合の事業と粗飼料生産の効果
5. 受委託農家の意向と今後の問題点
 - 1) 委託者側の意向と問題点
 - 2) 受託者側の意向と問題点
6. むすび

1. 課 題

昭和45年にはじまる米の生産調整が、農家に与えた精神的衝撃には、きわめて大きいものがあった。その5年前には、未だ米不足に対処するための増産運動が展開されて、兵庫県でも“健康な稲づくり運動”が実施され、米の増産は善であるという明治以来かわらぬテーゼが一点の疑義もなく農家に受けいれられていた。それが一朝にして米を増産することは悪であるかのごとき取扱いがなされて、全国一率に減反転作奨励がなされたのであるから、大半の農家が生産意欲を減退させたことは、当然のことといわねばならない。そこで、昭和35年の耕地の利用率134%は、48年には100%に低下し、そのうち水田の利用率は42年にはまだ全国平均で110%であったものが、48年には92%に低下して、

利用可能な水田が荒地として放置されるものが少なくなってきた。

それならば、わが国における穀物需給のバランスがとれているのかといえ
ば、決してそうではなく、逆に需給ギャップ（国内消費量－国内生産量）は、
昭和35年の360万トンから、48年には1,859トンへと拡大してしまったのであ
り、国内生産1,266万トンより遙かに多量の穀物を輸入に依存しなければなら
ない現実となってきているのである。この需給ギャップ拡大量1,499万トンの
うち、約7割の1,020万トンは飼料用穀物であるので、わが国の畜産物供給の²⁾
増大は、全く輸入飼料の増大によってまかなわれてきたといっても過言でない
のである。

それならば、一方で耕地を休耕させる政策がとられながら、他方で耕種生産
物である穀物、特に飼料を大量に輸入するという矛盾を多少でも解決する方向
として、耕地を飼料作物の生産に利用して、可能な限り飼料の自給率を高める
ことは、国土の有効利用という観点からみても、大いに推奨すべきことである
のはもちろんのこと、その飼料作物栽培のための堆厩肥の増投があれば、一方
では公害問題にもなりかねない家畜排泄物の処理が可能となるばかりではな
く、とかく有機物の投入が少なく、土壌の物理的・化学的性質が悪化して、地力
が低下してきたといわれる耕地の地力を回復させ、さらには増進させるという
効果をもたらすことにもなるのである。

このような観点にたつて、兵庫県豊岡普及所管内では、はやくから表作稲の
飼料化を試み、また裏作にイタリアンを導入して、一方では遊休化している耕
地の利用率を高めると同時に、他方では飼料の自給度を高めて、国民経済的に
貢献すると同時に、また私経済的にも経営の安定に役立てるよう指導援助がな
されてきた。

ここでは、但東町の飼料生産組合を事例にとり、兼業農家の耕地を農協が受
託し、これを飼料生産組合が再受託して飼料生産をおこなっている実状を紹介
し、問題点を指摘するとともに、将来の展望にもふれてみたい。

注 1) 農林統計協会『昭和49年度農業白書付属統計表』77ページ。

2) 農林統計協会『昭和49年度図説農業白書』90ページ。

(注) 本稿をとりあげた動機は、昭和50年度関西農業経済学会における私の発表に対する質問として、土地利用高度化を生産組織がおこなっている事例を示してほしいとすることがあり、但東町の49年調査事例について答えたものの、未だ印刷した資料とはしていなかったため、ここに当時の原稿に若干加筆して、より詳しい答えとしたかったからである。

2. 地域の実状と酪農の展開

1) 地域の実状

但東町は、兵庫県但馬の東北に位しており、京都の丹後地方と接する山村であり、過疎町村の指定を受けている。人口は減少気味で、現在約7,000人を数え、戸数は1,700戸、うち農家が1,600戸を占め、耕地は大凡740haであるから、平均耕地規模も狭く、冬季積雪も多いので、農業条件は厳しい。おまけに、近くに大市場があるわけではなく、豊岡・福知山・宮津へそれぞれ約40分かかるので、冬季の出稼者も350人を出しており、戦前は満州移住者を多く出したところでも知られている。現在は機織を700戸が副業としておこなっており、三菱の下請工場も2企業が立地して、主婦の労働力を約160人雇っている。

かつては、薪炭・和牛・養蚕を柱としていたが、このいずれも衰退して、薪炭生産農家は7～8戸、和牛の飼養農家120戸、養蚕農家104戸に減ってしまった。代りに酪農・養鶏・チューリップ球根・野菜・花木等が新しくとりいれられ、これに前述のごとく通勤・出稼ぎ・機業副業によって兼副業所得を得ているので、過疎村といった暗いイメージはみられない。

2) 酪農の発展

但東町に乳牛が導入されたのは、比較的新しい。宮出秀雄教授の示唆によって、山村である但東町でも、将来の農業の一つの方向は酪農であろうと指摘されてから、昭和34年の春に2頭の仔牛が日高町から導入されたのが、今日の但東町酪農発展の契機だとされる。次いで、昭和35年には酪農を育てていく方針がたてられて、当時の役場の担当者は、ふところに大金を抱いて8月に乳牛購

入のため静岡に出かけ、家畜商や農家との交渉に苦労しながら、一挙に24頭を導入し、協業経営である総和農場と個別農家合計31戸44頭飼育がその年度中に実現して、酪農発展の基礎がきずかれることとなった。

この年度に、“酪農生産力の増進と会員の経済的社会的地位の向上を図ること”を目的として、但東町酪農振興会が発足したが、その後の但東町酪農の発展過程は、第1表に示した如く、第一次、第二次の酪農近代化計画の指定をうけて、戸数は減少したけれども、漸次規模を拡大して、現在では11頭以上飼育者が半数以上も占め、21頭以上飼育者も6人を数えるまでに成長してきた。

第1表 但東町乳牛飼養の推移

年 度	飼養戸数	飼養頭数	1戸当頭数
昭 35 年	2 戸	2 頭	1.0 頭
36	31	44	1.4
37	41	77	1.9
38	42	93	2.2
39	40	100	2.5
40	40	105	2.6
41	45	121	2.7
42	43	137	3.2
43	42	205	4.9
44	46	263	5.7
45	48	332	6.9
46	41	389	9.5
47	41	396	9.7
48	31	366	11.8
49	30	403	13.4

(注) 但東町役場調査 (2月1日)

仔牛の育成は、自家育成の酪農家もあるが、但東町畜産センターに育成を依頼したり、北但酪農を中介として北海道旭川の牧場へ仔牛を年間15万円の料金で予託する等、多頭飼育に対応して新しい試みがなされている。

しかし、厳しい一般的自然条件下に成立している酪農であるので、将来の不安材料がないわけではなく、購入飼料の異常高騰をはじめとする廃牛価格の下落や牡仔牛価格の低落、その割には上がらない販売乳価、周辺労働市場の比較

的高賃銀と週休2日制の実施、後継者の不足等々、解決すべき問題も少なくない。そのような中において、酪農振興会の一部メンバーによる飼料作物生産組合が、牧草を生産し、飼料の自給を企図して効果を発揮しているのである。

3. 飼料作物生産組合の成立と農地の受委託

1) 飼料作物生産組合の成立

この飼料作物生産組合が正式に成立したのは、昭和47年8月からである。しかし、その前にも44年以来、小団地の牧草経営がおこなわれたり、前年の46年には、すでに但東町酪農青年グループ7名によって、水田裏作6haを共同で借り入れ、イタリアンライグラスを作付けして、共同で収穫するという先駆的事業がおこなわれていた。もっともこの時には、大型機械も導入されていなかったもので、刈り取り乾燥或は集草はすべて手仕事であり、多大の労働力を必要として、相当困難な作業であったといわれている。

このように、この但東町で何故粗飼料の生産がおこなわれるようになったかという背景を、酪農の形態を通してしてみると、次のとおりである。すなわち、但東町の酪農は、その発足から日が浅く、しかも都市近郊における搾乳業者的酪農とは全く異なり、第2表の乳牛飼養規模別戸数にみられるように、ま

第2表 但東町乳牛飼養規模別戸数

規 模	戸 数	
	成 牛	子 牛
1～2 頭	5 9 10 5 1 戸	14 戸
3～5		7
6～10		4
11～20		1
21～30		—
31～		—
合 計	30	26
頭 数	277 頭	126 頭

(注) 昭和49年2月、普及所調査による

だ一般的には飼養規模が小さく、しかも育成牛をもつ農家が大半であるという

特徴をもっている。しかも、都市近郊に比べれば相対的に地価と労賃が安いという条件は、当然のこととして粗飼料生産も合理性をもつので、本来的な水田酪農経営が実現できるのであり、良質の粗飼料の生産確保に関心が寄せられていたのである。

そのような事情があるところに、米の生産調整がおこなわれ、また圃場整備も実施されたので、多くの水田が遊休化することとなり、これに着目して、昭和47年8月に希望者による飼料作物生産組合が結成されたのである。このような組織ができることによって、大型の飼料生産用機械も導入できるので（畜産経営技術改善事業資金補助による）、能率的な飼料生産がおこなえるのも魅力となって、当初は酪農青年グループを中心とした10人のメンバーで発足したのである。

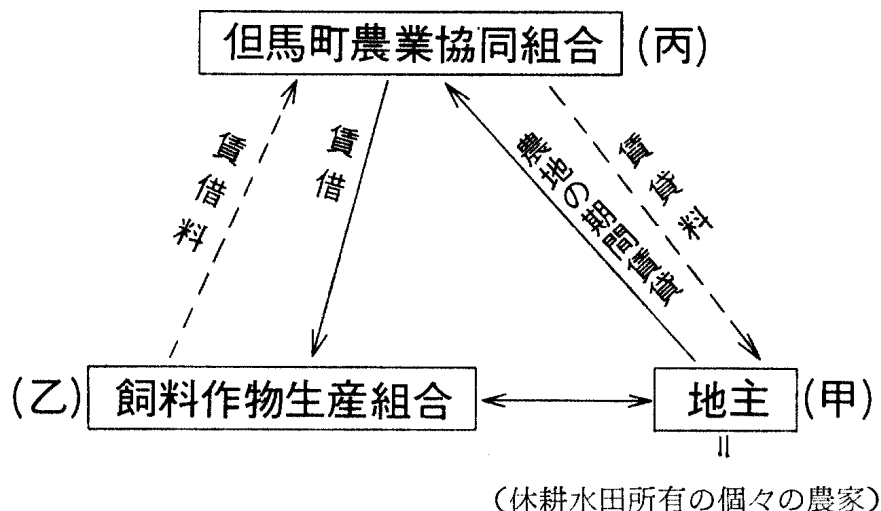
対象地区は、但東町でも比較的平坦で、圃場整備のおこなわれた大野土地改良区（水石・畑・野尻）であり、昭和47年の裏作から、約8haの借地契約によってイタリアンを播種し、48年には表作8ha、裏作には49年度から圃場整備のおこなわれる矢根地区の農地も含め、秋播8ha、春播7haの合計15haに飼料作物の作付けをおこなうことにした。

2) 農地の受委託

この飼料作物生産組合の借り入れる農地は、現在では休耕水田であり、圃場整備前後の集団地を対象にしている。農地の借り入れは、組合と農家個々との間の直接的借地契約によるのではなく、第1図に示したごとく、その間に農協を介在させて、農協を媒介とした三者契約の形式をとっている。この事務と会計は、主として農協の畜産課職員がおこなっているもので、個々の農家は、飼料作物生産組合に土地を貸しているというより、農協の依頼によって農協に貸地しているという意識が強い。借地契約は、契約書に示すごとく、普通5月1日から翌年の4月30日までであり、裏作だけを借りる場合もある。

一般的傾向としては、農家は農地を貸すのをいやがるというのが普通のことであるから、借地をすることは困難なことである。そのような中で、借地をして飼料作物を生産しようとするのであるから、地主を説得するのは大変なこと

第1図 但東町飼料作物生産組合農地受委託関係



休耕水田の期間借地契約書

土地の貸借について、地主 (以下甲という) と借主粗飼料生産組合 (以下乙という) 仲立但東町農業協同組合 (以下丙という) との間に、次のとおり契約を締結した。

第1条 甲の所有する次の土地の休耕水田を活用し、飼料作物の栽培を目的とし、丙を仲立により乙に賃貸する。

所在地	但東町大野	番地
地目	田	
面積	a	

第2条 乙は、その土地を飼料作物栽培のため使用し、それ以外の用途に使用しない。

第3条 賃借の期間は、5月1日より翌年4月30日までとする。

第4条 借地料は、期間10a 当り40,000円とする。但し、乙は、飼料作物収穫後1回耕起をして、甲に返すものとする。

第5条 この契約は1カ年とし、期限が到来したとき、又は飼料作物栽培を実施する場合は、甲乙丙三者で協議の上、契約の更新をするものとする。

第6条 この契約は、甲乙丙それぞれ誠意をもって実行し、定めのない事項については、協議の上決定する。

以上の事項を確認し、この契約を証するため本書3通を作成し、各自記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和 年 月 日

甲	出石郡但東町	氏名	
乙	但東町粗飼料生産組合	組合長	井上 肇
丙	出石郡但東町出合108		
	但東町農業協同組合	組合長	永井和彦

であり、これを担当しているのが、農協の担当職員であり普及所の職員であるから、この人々の努力なしには、この事業も第一歩でつまづくことになる。すなわち、ここでは農協が農地の斡旋機能をもっているのであり、そうすることによって、農地の提供者も安心して貸地をおこない、また農地利用の作業にクレームをつけやすい。他方、借地をおこなう飼料作物生産組合の方も、借地のための交渉に多くの労力をさく必要もなく、また作業実施中における地主への不満を、農協を通して伝えやすい利点がある。

ここで、昭和48年度の地区別借地面積および、借地規模別戸数をみれば、次のとおりである。

これで見られるごとく、借地面積規模では表裏とも大半が30 a 以下であり、最高は表作で60 a，裏作だけで90 a となっている。畑地区では、休耕水田の他に裏作を貸している農家が2戸、野尻では4戸みられる。畑及び野尻地区は、圃場整備のすんだあとの土壌条件がよくない状態における表作・裏作が対象となっており、矢根地区は49年度圃場整備のおこなわれる前の農地を対象としているのである。

第3表 地区別借地面積および借地規模別戸数

	表 作					裏 作					合 面	計 積
	アール				面積	アール				面積		
	~10	11~30	31~50	51~		~10	11~30	31~50	51~			
水 石	—	—	—	—	—	—	1	—	—	19.4	19.4	
畑	1	9	2	1	371.6	1	5	1	—	163.4	535.0	
野 尻	—	10	5	1	481.4	1	3	—	1	151.6	633.0	
矢 根	—	—	—	—	—	6	13	5	1	537.8	537.8	
相 田	—	—	—	—	—	—	1	—	—	23.6	23.6	
合 計	1	19	7	2	853.0	8	23	6	2	875.8	1,748.8	

(注) 昭和48年度農協調査を加工して作成

このほかに春播を含めると、48年度の裏作は 15ha となる。

この農地貸借における10 a 当り借地料は、昭和48年度で年間40,000円の契約であるが、これに但東町の補助金が3,000円つき、その上生産調整特別協力給

付金 3,600 円（9 円×共済基準反収 400kg）が加算されて、地主には 46,600 円が支払われることになる。裏作だけの場合には、4,000 円の借地料が支払われるが、このほかに春耕転して返却することになっているので、昭和 49 年度の 10 a 当り耕耘賃金標準額 7,000 円を評価すれば、11,000 円の裏作借地料となる。

この 10 a 当り 40,000 円の借地料の根拠となっているのは、休耕奨励金 27,200 円（1 kg 当り 68 円×共済基準反収 400kg）に 5 ha 以上の集団転作加算金 10,000 円を加えて、裏作だけの借地料若干を加えて 40,000 円としたものであり、飼料作物生産組合の金額上の負担額は 10 a 当り 2,800 円となる。

これが 49 年度には、43,000 円の借地料とされるので、5,800 円の負担がかかり、耕耘返却を評価すれば、これに 7,000 円の加算を必要とすることになる。そこで、飼料作物生産組合の方も、借地に際して、休耕集団転作奨励金のある限りは、僅かの賃借料で農地を借り入れることができるので、飼料作物栽培の有利さがあるが、逆に、これまでの通常の農地の相対賃貸借の場合の米 1 石或は 2 俵といわれていた水準では借り入れが困難となって、今後の個人相対の借地に問題を残すことになったといわれる。

4. 飼料作物生産組合の事業と飼料作物生産の効果

1) 飼料作物生産組合の事業

飼料作物生産組合の組合員は、10 名という小集団であるので、形式的には組合長、副組合長、会計、監事がいるものの、会費を徴集することもなく、事業の計画、これの遂行など、すべて話し合いにもとづいて実行に移される。

第 4 表 所有農機具及び取得価額

種 類	数 量	金 額
ロータリー型 トラクター	1 台	405,000 円
リヤマウンドモアー（6 フィート）	1	185,000
ヘイメーカー	1	320,000
ヘイベラー	1	1,170,000
合 計	4	2,080,000

この組合のもつ共同農機具は、第4表のとおりである。この合計金額208万円のうち、大凡3分の1の69万円は、畜産経営技術改善促進事業の補助金であり、その補助残の8割110万円を近代化資金から借りうけ、残りの29万円を自己負担しているのので、1戸当り29,000円の現金負担ということになる。この農機具を8年で償却するとすれば、それだけで年間約23万円の償却費となる。近代化資金は、年利4分5厘の利子であるから、年間49,000円の負担であり、5年償還であるから、年間22万円の年賦償還金となる。

作業遂行に際しては、このほかに、農協が稲転事業で購入した45馬力のトラクター(1,415,000円)と20馬力のトラクターを借用して、これにアタッチメントをつけて利用している。この使用料は農協に支払われるが、その額は償却費相当額が見積もられている。

この飼料作物栽培は、原則として10人の組合員の平等出席のもとに、共同作業でおこなわれている。栽培作物は、これまでイタリアンライグラスであり、昭和47年度は、9月21日から10月29日の間に播種がおこなわれ、11月14日から48年の4月14日までに追肥がされて、5月5日から刈り取り、乾燥、梱包、運搬が5月18日まで実施された。その後、農地の返却のための耕耘が5月19日から25日までの間になされている。

この間の出役は、延べ111人で単価2,000円で計算されている。丁度梅雨期に入る前に作業がおこなわれるが、裏日本の天日乾燥には適さない気象条件下にあるので、収穫作業は夜の10時頃まで続けられることもあるという。播種と施肥には全員同時に出役するが、収穫作業は交替で出役し、機械を効率的に利用しようとしている。

47年度には、裏作だけで生草475トンが収穫されて、乾草として58トンとなり、これを14~15kgの乾草梱包にして3,931個が生産れた。これを組合員に1kg当り25円で一定量平等に配分して、残りは必要な人が購入することになっている。豊岡農業改良普及所の柏木五郎氏の計算では、総生産費が1,427,442円かかっており、乾草58.44トンの収穫であるから、1kg当り乾草生産費は24円43銭になるという。この生産費を規準にして組合員間の配分がなされているの

である。

但東町飼料作物生産組合の昭和47年度裏作決算報告書は、次のとおりである。

但東町飼料作物生産組合昭和47年度裏作決算報告書		
(昭49.3.5)		
<u>収入の部</u>		
乾草代	1,196,500円	3,931個
機械貸付料	17,500	森井外4名
その他	14,943	農協・畜産センター
計	1,228,943	
<u>支出の部</u>		
会議費	1,080	
人件費	222,000	111名 @2,000円
借地料	332,920	10a 当り @4,000, 832.3a
種子代	54,000	イタリアン 450kg @120円
肥料代	71,480	
燃料費	53,022	
借入金利	64,226	近代化47,059円, 当座17,167円
機械借用料	4,140	小型トラクター
〃 償却費	300,000	
〃 修繕費	89,800	山内2,800円, 外2件
雑費	35,520	シート2,700円, 外2件
計	1,228,188	

昭和48年度の表作には、シコクビエを導入してみたが成績が悪く、49年度には稲の青刈りを試みようとしている。

2) 飼料作物生産の効果

この組合の結成目的が“共同して生産性の高い飼料を生産し、良質粗飼料の給与により、畜産経営の向上と多頭化経営を計り、畜産農家の所得の増大を図る”ことにあるので、この目的に沿って計画運営がおこなわれ、その機能を果たそうとしているのであるから、特に10人のうち7人までが20歳台という若さも加わり、その期待した効果があらわれるのは当然であるが、その直接間接の効果を整理すれば、次のようになる。

(1) 飼料自給の経済的効果

配分されたイタリアンライグラの乾草は、生産費が1kg当り24円43銭であり、これが1kg当り25円で1戸平均393梱包が給飼されたことになるので、ヘイキューブでも1kg当り30円以上している当時では、新鮮で格安な自給飼料が確保されたことになる。それだけ購入飼料は少なくてすむので、乳牛飼養と育成のための生産費低下に与える効果は大きかったといえる。これが、購入飼料の値上がりによるヘイキューブ1kg当り50～60円ということになれば、この飼料自給の経済的効果は更に高まるといえよう。

(2) 乳牛の受胎率の向上

自給粗飼料の給飼は、単に乳牛飼養育成に直接的な経済的効果を与えるだけでなく、乳牛飼養経営上にきわめて影響の大きい受胎率の向上にも役立つのであり、不妊牛の発生を少なくし、更には疾病発生数の減少にも良い結果を与えて、間接的にはこれがまた経済的な効果としてはねかえることにもなる。

(3) 労働力の節約効果

これまでは、個別農家ごとに自給飼料を作付けしていて、これに多くの労働力と資本財を投入しなければならなかったが、それが大型機械を利用して集団的に共同で生産するようになったので、これまでの家族労働力全員投入による労働強化から、出役一人の労働に節約されて、飼料作物生産の労働生産性は非常に高まった。

(4) 乳牛管理の周到化

5月期の家族労働の飼料作からの大幅な軽減は、乳牛飼養労働の軽作業へ多くの時間をかけることができるようになったので、牛の管理もゆきとどいて、乳質乳量向上にも良い結果を与えるようになった。もちろん、余った労働力は家畜管理部門から稲作等のそれ以外の作目への労働投入による経済効果を与えることにもなっている。

(5) 酪農技術の向上

10人の共同大農機具を中心とした組合は、その人数そのものが適正であるうえに、20歳台の意欲の高い人々の集まりであるので、お互いの飼料作物栽培の技術も向上し、その組合としての凝集力が強まることから、さらに酪農経営全般の技術研修の場となり、或は仲間意識昂揚の場を与えることにもなり、酪農発展の原動力ともなる。

(6) 地力の向上

長期的な観点から土地の地力をみれば、飼料作水田には多くの有機質肥料（厩肥）が投入されて、しかも根部の有機質も多く残留するので、地力が培養されて社会的生産力上昇に役立っているといえる。特に圃場整備後の高低のいちじるしい、しかも土地の地力が失われてしまった状態にくらべると、飼料作物栽培による地力培養効果は大きいといえる。

(7) 農地提供者の収入増加

土地提供者側には、裏作だけでも4,000円+7,000円（耕耘料）の合計11,000円の収入があり、表作をも貸す場合には46,600円の地代収入が入ると同じことになるので、これまでの地代収入にくらべて農家経済上きわめて有利となるとみてよい。

5. 受委託農家の意向と今後の問題点

粗飼料生産の重要性は十分に認識されて、その効果も大きいことがわかりながら、これが実現するためには、個々の農家の土地の提供者があり、他方でこれを利用する飼料作物生産組合の組合員がいて、お互いの利益が合致しない限り、委託受託の集団的生産組織の永続性はないものとみてよい。そこで、実際に水田を委託している農家はどのような意向をもち、また受託する組合員はどのようにうけとめているのかを、両方から探ってそこから問題点を発掘する必要がある。そのような観点から、農家の現況と意向調査を実施した。^(注)委託者側については、調査部落を圃場整備のすんだ小部落の野尻として、12戸を対象とし、受託者側は組合員中7戸を対象とした。

1) 委託者側の意向と問題点

調査対象農家は、第5表に示すように、大半が兼業農家であり、安定兼業でない農家は冬季出稼ぎにも行き、また機織の副業的家内工業も多い。水田所有面積は50aから130aまでであるが、委託面積は、圃場整備のすんだあとの水田12aから76aまであり、裏作だけ委託する農家もある。そこで、今後の農業経営の規模拡大についての意向をみると、ほとんど現状維持であり、兼業所得と合算して安定した農家所得をあげ、これ以上は労働力が足りない、或は後継者がいないから、規模拡大を希望しない農家が多い。68aの水田しかもたず、労力が余っている4番農家は規模拡大の意向をもち、兼業が安定し労力の足りない10番農家は、逆に規模を縮小したい意向をもっている。

これらの水田委託農家の意向をみれば、第6表のとおりである。

(1) 委託に出した動機と理由

個々の農家が委託に出すようになった動機や理由は、農家の状態によってまちまちであるけれども、直接的に委託に出すようになったきっかけは、“農協のすすめ”、“むらの人たのまれた”からであり、このような生産組織の成立には、中介機能を果たす農協等の公的機関の役割が重要になってくることを知ることができる。これが、直接的な飼料作物生産組合との取引であった場合には、容易に土地の受委託がすすまないことも考えられる。これが比較的規模の小さい1番農家や4番農家のように、集団転作の場合には、周囲の水田と水の関係等がかかわりあいが深いので、隣の水田が委託に出されたら、出さないわけにはいかななくなる場合もあることは注目に値する。1番農家のように、1枚の圃場に所有者が2名以上の場合は当然であるが、4番農家のように自分だけ稲を作っても、スズメの被害が大きくなるので同調せざるを得ないという農家もある。しかし、12番農家のように、水田を裏作だけでも“遊ばせるのはもったいない”という農家もあり、酪農をやっている専門的農家の場合には、土地に対する考え方も又異なることを知るのである。

しかし、如何にすすめられても、それを可能にする条件がなければ、農地の

第5表 水田委託農家の概況

農家 番号	家族 員数	兼業の状況	水田 面積	委託面積 通年	裏作	今後の経営規模 拡大の意向
1	7人	主冬出稼, 長男電気商, 妻内職, 長男の妻機織	50 a	12 a	— a	現・農業には依存しない
2	6	主日稼冬出稼, 長男大工, 長男の妻会社員	35	50	6	現・労力不足
3	5	主日稼冬出稼, 妻機織	60	30	—	現・土地が手に入らない
4	5	主バス運転手	68	32	—	広・労力が余っている
5	4	主冬出稼, 長男・長男の妻会社員	70	30	—	現・後継者がいない
6	3	次男会社員	80	30	20	現・労力がない
7	5	主会社員, 妻・長男機織	86	36	—	現・農業では収入が足りない
8	4	主・長男土建業, 妻柳加工内職	90	48	—	現・機械は買いたい
9	7	主郵便局員, 妻機織	100	30	—	現・労力がない
10	6	長男公務員, 長男の妻保母	100	29	4	縮・労力不足
11	5	主・妻機織	110	39	—	現・労力がない
12	6	主酪農, 長男公務員	130	—	76	現・後継者がいない

(注) 主=世帯主, 現=現状維持, 広=広げたい, 縮=縮少したい, 昭和49年1月調査。

第6表 水田委託農家の委託についての意向

農家番号	委託した動機と理由	委託して都合の悪くなったこと	ひきつづき委託に出すか否か	どういう条件なら委託に出すか	集団転作(飼料作)についての見通し
1	土地が悪かった, 仲間田で相手が委託したから	なし	表は出さない, 裏は出してもよい	裏作で 7,000円	—
2	地力培養農協のすすめ	なし	表は出さない, 裏は出すつもり	—	土地を遊ばせておくよりも良い
3	土地が悪かった, 周囲の水田が委託に出たから, 農協の奨め	ヒエが入る心配あり	未定, 稲をつくってみたい	表作で30,000円以上	機織しているの で, めんどうだから貸すかもしれない計算をしてみる
4	委託料がよい, たのまれたから	刈株が残る, 早植えできない	出さない	50,000円	奨励金がなくなると, イネつくった方が良い
5	委託料がよい, 耕耘機が入らない	なし	出さない, 耕作権発生心配もある	金の問題ではない	—
6	委託料がよい, 労力不足	デントコーンの切株が残る	未定	50,000円裏作で5,000円	奨励金如何にかかっている
7	委託料がよい, 労力不足	なし	出さない	50,000円以上	—
8	労力不足, たのまれたから	イタリアンの根が残る	出さない, 機械を買ったので十分やれるから	—	お互いに計算して得になるなら続く, 家によってちがってくる
9	委託料がよい	なし	出さない	50,000円	わからない, 生産調整と関係する
10	土地が悪かった, 農協からのまれた	根が残る	出すつもり, めんどうだから	30,000円でも	米つくりたい人が多い
11	機織で労力不足	なし	出さない	50,000円以上	—
12	地力がつく, 遊ばせるのはもったいない	早植えできない	出すつもり, 裏作だけ, 鋤いてもらえる	裏20,000円ほ しい 5,000円 でも仕方ない	自分の年齢からみて, 積極的になれない

委託は実現しないのであり、これを可能にしたものは、“圃場整備をしたあとで土地が悪かった”からであり、一枚の圃場でも土地の高低があり、排水が悪かったり、大きな石がでてきて耕耘機がつかえなかったりしたところを、大型トラクターで耕耘し、厩肥を投入され、有機物が入れば地力も培養されるし、土地の高低もいくらか平均化するという利点があったからである。しかも、その委託料が、通常の米1石或は2俵の段階から約2倍の金額が貰えるとなれば、その魅力も大きかったのであり、“委託料がよいから”、或はこれを裏付けた“生産調整があったから”という答えが多いのであり、兼業、特に機織等への従事による労働力不足とのかねあいで、計算上納得した水田委託も多かったといえよう。それだけに、将来の水田受委託永続性への困難な問題をも含んでいるといえよう。

(2) 委託して都合が悪くなったこと

まだ委託に出している途中の段階であるので、具合が悪くなった点についての指摘は少ないが、これまでの例から“ヒエの入る心配”、“刈株や根が残って田植えしにくい”という答えが多く、結局は委託した水田を自分が耕作するのと同じ位の周到な注意をはらって利用してほしいということであり、農家の所有地に対する愛着の強さを窺い知ることができるのであり、それだけに、このような配慮を怠った場合には、委託者はなくなることを物語っている。相手の身になって如何に受託した水田を丁寧に利用するかが、将来のこの組織永続の長短を決するといってもよい。

さらに、機械田植えになって稚苗植えとなれば、早植えの希望がでてくるのは当然であるが、“稲の早植えができない”といって、飼料作物の収穫と田植えとの競合が問題とされる場合も少なくない。これも将来の裏作利用の成否を決する問題点であり、技術的解決事項である。

(3) ひきつづき委託に出すかどうか

今後もひきつづいて水田を委託に出す意思があるかどうかについてみると、主人が出稼ぎ中で未定の家もあるが、大半は表作の稲は自分で作りたい希望が

多く、圃場整備後の水田がどうなったかに興味をもっている農家もある。中には、委託に出して“耕作権が発生しては困る”と心配する農家もあり、コンバイン等の機械も購入したので、“自分の家の水田は十分やれるし、家の仕事に来て貰っている家の稲の収穫もしてやるつもり”という農家もある。

しかし、中には“自分で作るのはめんどうだから委託に出すつもり”という農家もあり、特に裏作に関しては、“出してもよい”という農家が3戸もある。

(4) どういう条件なら委託に出すか

そこで、どういう条件が満たされたら委託に出すのかを問えば、“金の問題ではない”という農家もあるが、大半は委託料が高いことを希望しており、表作で30,000円以上、裏作で5,000円以上、通年では50,000円以上の線が出されている。もちろん、委託料は高い方がよいけれども、通年30,000円でもかまわないという農家もある。その家の条件によって異なるが、あらゆる角度からの計算をしてみて、利益があると思えば委託に出すであろうし、その線が通年の場合50,000円となれば、受託側は10 a 50,000円の支出では採算があわないので、転作奨励金の存在がこの組織の永続性を左右するともいえる。

(5) 集団転作（飼料作）についての見通し

将来の飼料作物のための集団転作についての意向では、“奨励金の如何によって変わる”と考えている農家が多く、これがなくなれば委託料が安くなり、そうなれば稲をつくった方が有利となるので、委託しなくなるとの見通しである。いずれにしろ、各農家が兼業と家の実状等を勘案しながら計算した結果の判断によるのであり、個々の家によってその見通しは異なるともいえる。

(注) この水田委託農家の実態調査には、神戸大学農学部学生井垣辰夫、角田広志、瓦上清秀、小山千明、鮫島常樹諸君の参加と協力を得た。

2) 受託者側の意向と問題点

調査対象農家は、第7表に示すように、飼料作物生産組合の組合員10戸中7

第7表 水田受託農家の概況

農家番号	家族員数	兼業の状況	乳牛頭数 成 仔	水田面積	経営主 年 齢	今後の経営規模拡大への意向
1	6人	長女農協	24頭10頭	15 a	46歳	質を揃える
2	3	主畜産センター	13 5	30	30	能力の高い牛を揃える
3	5	主農協, 妻会社	9 8	37	32	頭数をふやす
4	3	—	12 2	46	22	搾乳牛20頭にしたい
5	6	母会社員, 父冬出稼	9 2	168	26	搾乳牛20頭にしたい
6	4	父日稼	8 2	43	25	畜舎を改築したい
7	3	—	7 2	53	26	頭数をふやしたい

戸である。乳牛飼養規模は34頭から9頭までであるが、この但東町の特徴である育成牛が多く、最高10頭を数え、この全然いない農家はない。酪農は片手間仕事ではできないので、大半は世帯主専業の農家であり、そうでなくても、父母が若くて十分手伝えるような農家である。経営主の年齢は、組合長を除いて皆若い。今後の経営の規模拡大の方向は、規模の大きい農家では、優良牛を揃えて生産量増大を企図しており、20頭未満の農家は、少なくとも搾乳牛を20頭までは増頭したい意向をもっている。全体的に酪農に対する意欲は高く、Uターン農家の酪農家もあり、毎日の仕事があって所得も得られるので、サラリーマン的性格の農業でよいという若者もあり、事実公営住宅に住んだり、都市的家を新築して核家族的生活を営む青年もいる。

これらの水田受託農家の意向をみれば、第8表のとおりである。

(1) 飼料作についての評価

年間10～15日の出役によって飼料作物の生産をおこなっているが、この飼料作物については、“粗飼料が多くなって、本来の酪農となった”，“乳量が多くなり、また繁殖障害が少なくなり、食滞もなくよくなった”とする自給飼料生産の効果を認めるものが多い。それだけ“購入飼料が少なくてすむ”という評価もなされている。しかし、反面では共同作業につきものの共同労働の苦痛を、特に労働の苦痛そのものよりも、時間的制約の苦痛を訴えたり、出役の平等性への不満を述べるものもないわけではない。

第8表 水田受託農家の受託についての意向

農家番号	飼料作についての評価	受託してよくなったこと	ひきつづき受託して飼料をつくるか	どういう条件なら受託するか	集団転作（飼料作）についての見通し
1	購入資料が少なくてすむ	共同で仕事が楽になった	作りたい	通年の受託地がほしい 20,000円が限度	奨励金のなくなったあとが困る, 通年だと2倍30haは可能
2	これまでは粗飼料が少なかったが, 本来の牛飼いができるようになった	飼料代が値上りしているのに安くつく	作りたい	裏作は4,000円+耕耘	生産調整がなくなると, 圃場確保が難しくなるのではないか
3	乳量が多くなる, 繁殖障害・食障害がなくなってよい	—	作りたい	20,000円が限度	米価が上昇すると夏作は難しくなる, 奨励金がなくなる時間問題となる, 稚苗植が問題
4	共同でなく個人でやった方がよいものがとれる, 乳量が増える	余り安くつかない	—	採算のとれる範囲内	50,000円出せば土地提供者はいるが, 採算はあわない
5	作業の負担はふえるが, しないよりよい	飼料代が安くつく	作りたい	—	裏作の土地はあるが, 表作の受託地が少なくなるので困る
6	助かる	飼料代が安くつく	作りたい	—	—
7	共同作業なので, 出役の平等がないと長続きしない	めだって安くはなかった	作りたい	仲間に迷惑のかからない作業ができるならよい	10a 当り40,000円支払うことはできないので, 生産調整がある間

(2) 受託してよくなったこと

これは、各農家のそれまでの経営状態によっても異なるが、1番農家のように、それまでも個人的に自給飼料を作っていたが、収穫時の一家をあげての手労働作業の苦痛を知っている者にとっては、大型機械による共同作業によって“仕事が楽になった”と喜んでいる農家もある。“購入飼料が値上がりしてきたので安くつく”と喜んでいる農家もある。ヘイキューブが30円であれば、生産費24円43銭（47年度）とくらべて余り差はないが、これが50～60円に値上がりしているの、相対的には安いのである。しかし、圃場整備後の水田が排水不良のために、48年夏冬とも降雨による生育不良による収穫量減退が、却って生産費を高めることとなり、“余り安くはつかない”との評価もなされているのであるから、技術的な点が改善されない限り、飼料作物の生産量の少ないことが組織解体に結びつかないとも限らないのである。

(3) ひきつづき受託して飼料を作るか

ほとんどの農家は、可能であれば水田を受託して共同で“飼料作物をつくりたい”といているのであり、共同による飼料作物生産の利益も承知しているとみてよい。

(4) どういう条件なら受託するか

受託の条件は、現在のままの転作奨励金やその他の補助金がある間は、10a 当たり4,000円足らずの現金と耕耘返却の手間だけで受託できるので非常に有利であるが、これがなくなれば、10a 当たり20,000円の現金支出が限度であるとする農家が2戸ある。結局、各種の計算をして、採算があれば受託するであろうし、特に裏作だけではなく、表作も含んだ通年の受託を希望する農家が多い。裏作だけであれば、秋の播種時期と春の収穫時に労働のピークがあらわれて、受託面積にも限度があり、一定規模より以上はふやせないけれども、通年受託であれば、結局小作地増加と同じことになり、自己の経営計画で通年土地利用ができるので、倍位の受託面積にふやせて非常に都合がよいということであろう。

(5) 集団転作（飼料作）についての見通し

土地はなるべく安く受託したいけれども、委託者側の身になれば一定額の支払いはせざるをえない。そのために、現在は転作奨励金等で46,600円の受託料を支払うことになって、相手を納得させているけれども、この奨励金がなくなると、酪農家がこれを負担すれば採算がとれないので、奨励金の有無が飼料作継続の条件となるとみる農家が大半である。また、稲の稚苗植えが増加してくれば、春の収穫期と競合するので、裏作の受託も難しくなることを予想する農家も少なくない。したがって、経済的な問題と技術的な問題とがからみあって、水田の受託にも多くの困難な問題が予想される。

以上のように、委託者側と受託者側とでは、利害が相反する場合が少なくないので、これらの調整がどの程度可能であるかによって、水田受託による飼料作物生産の組織の持続性は左右されるとみてよい。

6. むすび

この飼料作物生産組合は、発足以来2年足らずであるので、未だ十分な成果をあげていないかわりに、多くの問題も表面化しないで今日に至っているといえよう。そこで、このような組織による土地利用の高度化と飼料作物自給の目的は一応果たしているものの、今後に残された問題点も少なくないので、これを指摘して将来を展望すれば、次のとおりである。

- (1) 生産調整終了後における農地の受託ができるかどうか、この組織の鍵をにぎっている。

現在は、酪農家と兼業農家とが稲転奨励金の存在によって組織づけられているが、これがなくなったとして、10a当り40,000円以上の受託料負担を酪農家がしなければならないとすれば、粗飼料生産の利益はなくなってしまふ。酪農家の方はその負担は20,000円までだとしているので、その間の差額をどうする

か、誰が負担するかが今後の大きな課題となつてこよう。

また、仮に20,000円で農地を提供する農家があらわれたとしても、これが点在しては、大型機械利用のメリットもでてこないで、水田が集団で受託できるかどうか問題として残される。

さらに、今日でも土地の受委託には多くの困難を伴い、普及所職員や農協職員の熱心なあっせん努力によってこれが実現している面もあるので、今後はそのあっせん機能がどの位発揮されるかに成否がかかってくる。

(2) 農地委託者の委託心理を汲みとらねば、組織維持は難しくなる。

農地改革後の日数は経過したとはいえ、不耕作に対する土地所有権の不安定を心配する心理には抜きがたいものがあるので、この公的保証が必要である。

また、委託料の高さを求めるのは当然のこととしても、その内容としての受託者側の支出の少なさに対する不満も見逃がすことはできないのであるから、お互いの話し合いによる適正な評価負担は考慮されねばならない。

同時に、自己の所有土地に対する愛着は強いので、この土地の利用には細心の注意が払われて、委託者側の信用を得ることがなければ、農地受委託の永続性は覚束ない。したがって、返却の際の圃場条件は、可能な限り受託前よりすぐれた形にする等の配慮が必要となってくる。

(3) 稲作技術の革新が、飼料作に影響をおよぼして、組織維持を困難にする。

最近の稲作技術の進歩にはめざましいものがあり、特に大型機械施設（カントリーやライスコン）を中心とした一貫体系が確立されようとしているときに、田植機の普及にはめざましいものがある。これまでは、6月20日の田植えが一般的であったのに、田植機による稚苗植が普及してくると、5月の初中旬には田植えがはじまるので、裏作で作られていた麦はもちろんのこと、飼料作物のイタリアンライグラスも十分生育しない段階で周辺に水が入ることになるので、収穫が困難となる。しかも、飼料作物の収穫と田植えの労働が競合するので、労働過重になり、大型機械の稼動可能日数にあわせて作付面積を縮小せざるをえなくなり、天候をみての収穫ができなくなるので、乾草の質が悪くな

り、いずれにしろコストアップの結果を招くことになる。そのうえ、裏作だけの受託が可能であったところも、4月中に耕耘して返却しなければならないとすれば、裏作の受託も不可能となってしまう。

そのためにも、通年の受託契約が望まれるけれども、委託者はこれを好まない事情にあるので、その間の調整を公的に解決することと、同時に早生稲の密植栽培による植付時期を遅らせる技術や、中苗移植機の開発や栽培技術の改善等が早急に実現する必要がある。

- (4) 天候の不安定や圃場整備後の排水不良田が作柄に影響して、経営成果を左右し、これが組織結集に問題を提起する。

但馬地方は、積雪のかなり多い地方であり、これが寝雪となって根腐れをおこして、麦もとれないといわれるように、冬作条件には恵まれていない。そこで飼料作物生産をおこなうのであるから、イタリアンライグラスの収量にも影響があり、48年度の冬作イタリアンの収穫は平年の3分の1であり、質も悪かったといわれる。また圃場整備後の排水不良田は、播種しても根腐れで育たなかったりして、播種期の降雨と収穫期の降雨は、収量と質に多大の影響を与えている。そうなれば、投入量は一定としても、産出量の少ないことから、生産物分配の原価上昇はもちろんのこと、飼料計画にも影響を及ぼして、輸入ヘイキューブか、北海道の購入乾草に依存しようということになり、飼料作物生産の意欲も自給生産の有利性もなくなり、組織そのものの存在意味もなくなる。

そこで、対雪対策を根本的に考えなおしてみる必要があるとともに、排水不良の画一的圃場整備田の土地改良が急務であり、また収穫時の降雨対策としては、乾草作りだけではなく、乾燥機の利用やヘイレージ、トレンチサイロづめ等の技術的対策も検討しなければならない。

- (5) 機械操作等技術の習熟につとめなければ、コストアップとなり問題を残す。

48年度から大型機械を利用しはじめたのであるが、若い青年が中心であるとはいえ、不馴れな機械では修繕費がかさんで経営を圧迫するので、操作技術を早急に習熟する必要がある。

同時に、前述のごとく機械操作が容易で、能率のあがる圃場が整備されていることが前提であるので、圃場整備後の排水不良田の改良はもちろんのこと、山間小団地の画一的でない圃場整備が実施されねばならない。

(6) 組織内規程がまもられねば、そこから組織がくずれる可能性もある。

組織がうまく維持され運営されていくには、すぐれたリーダーがおり、組織員が組織参加に積極的で、参加することによる生きがいと利益が返ってくる必要があるが、個々の組織員の乳牛頭数や経営内容はそれぞれ異なるので、定められた共同の規程には全員違反しないようにしなければ、そこに不満が生じ、このささいな不満が組織崩壊の大穴にならないとも限らない。組織員個人間の組織内平等が失われると意識された場合には、例えば定刻出役に遅れる者が出てくる等の些細なことでも、これが表面化して問題を生じる場合が考えられる。10人の組織員では人数も適当であり、話し合いで事がすべて処理されているけれども、夫々の役割分担を明確にして、定められた規程の厳守が必要となってくる。大きな不満は、討議によって改善されるとしても、小さな不満は蓄積されて組織破綻の原因となることに注意しなければならない。

組織の結成と草創期には、技能や技術段階が皆低いので結集力も強く、問題は大きくならないとしても、一旦軌道にのり出した場合における組合員の不満の解消こそ、重大な課題となるであろう。

以上のように、農協という農業者の組織体を中介者として、農地の委託と再委託及び受託が成立し、これが機能することによって農地の高度利用と飼料自給の一石二鳥の効果が発揮されているのであるから、この農業者の下からの自発的な組織が、今後とも永続して、また他の地区でも新たに組織されて規模を拡大し、私経済的にも、また公経済的にも、その効果が発揮されることが期待されるのである。

〔追記〕

その後の飼料作物生産組合は、酪農をやめた1戸と、頭数規模が小さく(8頭)自己の所有地で飼料作物の生産が可能である1戸とが脱退しただけで、8戸で継続して事業を推進している。49年度には1haを展示圃として、トウモロコシ、シコクビエ、スーダングラ

ス等を試作し、稲の青刈り10haを実施している。しかし、圃場整備後の排水不良は、何れの作目にも悪影響を及ぼして、所期の成果を収めていない。夏作は、梅雨前に発芽しても、その後の降雨で排水が悪くなり根腐れをおこし、夏収穫の稲の青刈りは、病気の発生と降雨による被害で、質の悪い乾草しか収穫できなかった。冬作16haは、サイロを準備したり、ビニール醗酵乾草の準備をしていたが、これを使用することなく、天日乾燥で収穫をすることができた。50年夏作5haも成績は悪く、目下冬作集団栽培8haを実施中である。

乳牛頭数は、50年2月に449頭に増加して、現在500頭を超えようとしており、戸数は26戸に減少しても、堅実な酪農が発展しつつあるので、飼料作物生産組合も研究の積み重ねによる健全な経営に努力している。農用地利用増進事業も、公的に推進されようとしているので、今後に期待される場所は大きいといえよう。（昭和50年11月）

（注） この調査の遂行には、豊岡農業改良普及所多田勝所長と但東町担当の柏木五郎氏、但東町産業課近本進課長外課員の方々、但東町農協永井和彦組合長ほか営農指導員の方々並びに調査農家の方々に大変お世話になった。記して御礼申し上げたい。